

宇治市告示第 5 1 号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 6 第 1 項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第 2 項において準用する第 1 0 条の 2 第 4 項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 2 2 日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
五 - 1	五ヶ庄西田地内	約 0 . 2 3 h a	
榎 - 4	榎島町千足地内	約 0 . 1 9 h a	一部解除
榎 - 6	榎島町千足地内	約 0 . 1 0 h a	

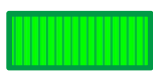
(五-1地区)
特定生産緑地の変更
(令和8年4月22日告示)

特定生産緑地解除箇所
(五-1-1・2・3)

五-2

五-2

凡例



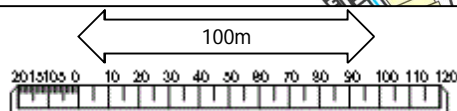
特定生産緑地
既指定区域



特定生産緑地
解除区域



生産緑地地区



(榎 - 4 ・ 榎 - 6 地区)
特定生産緑地の変更
(令和8年4月22日告示)

